

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、令和6年12月1より下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ・初診時 (1回) 1点 (10円)
- ・再診 (3ヶ月に1回) 1点 (10円)

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

また、マイナンバーカードと保険証の結び付けができていない場合は、資格確認証を窓口にご提示ください。

2024年12月1日